

仕 様 書 案

1 業務委託名 転入オリエンテーション動画制作

2 実施期間 契約締結の日～令和9年2月26日

3 業務の目的

岡山市で新たに生活を始める外国人向けに、日本での生活ルールやマナーを「〇×式」や「選択式」でのクイズ形式でわかりやすく伝える動画を作成する。動画は、市役所窓口での転入届等の待ち時間に見ていただくほか、岡山市公式ユーチューブで配信することで、地域社会でのトラブルを未然に防止し、外国人市民の生活支援を目的とする。

4 業務の内容

外国人市民が日本での生活ルールやマナーを理解しやすくするために、多言語対応の動画制作を行う。動画作成に係る企画、デザイン、編集、構成等、動画作成にあたり必要な一切の業務を行う。

(1) 制作物の内容

- ・動画の長さ：全体で約 5 分間（岡山市が指定する5つのテーマを収めた1本の動画）
- ・構成：岡山市が指定するテーマに基づくクイズ形式（「〇×式」や「選択式」）
- ・使用する映像素材：イラスト、アニメーション、写真、実写動画等、いずれの形式の素材も使用可能
- ・対象言語：やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語（ナレーションおよびテロップ）
上記5種類の言語版動画を作成する。
- ・サムネイル：言語版ごとに作成。
- ・画面アスペクト比：16:9とする。

(2) 指定テーマおよび内容

本動画は、以下の 5 つのテーマで構成すること。各テーマについて、視聴者が直感的に理解を深められるクイズ（各テーマ 1～2 問）を盛り込むこと

テーマ① ゴミ出し

【伝えたいこと】

- ・日本には収集のルール（日時、分別）があること
- ・分別しなかったら、回収されず、地域の方が困ること

テーマ② 地域生活

【伝えたいこと】

- ・きちんと挨拶すること、騒音を出さないこと、地域活動に参加すること等が地域に溶けこみ、地域の一員として暮らすためには重要であること

テーマ③ 緊急連絡

【伝えたいこと】

- ・事件・事故・病気の際の 110 番と 119 番。休日・夜間の急病時の対応

テーマ④ 交通ルール

【伝えたいこと】

- ・自転車の乗り方（傘さし運転×、ながら運転×、並列×、左側通行、夜間はライト点灯、ヘルメット着用など）

テーマ⑤ 防災の備え

【伝えたいこと】

- ・日本での災害に備え、日頃の心構えや避難行動の正しい知識などが重要であること。

※上記「指定テーマ」、「伝えたいこと」のほか、提案者が効果的と考える内容がある場合、提案すること。なお、「指定テーマ」、「伝えたいこと」は委託者と受託者とが協議して決めるものとする。

(3) 業務の進め方

以下の手順で業務を進行すること。

①絵コンテ作成

各シーンの内容を視覚情報(イラスト、アイコンなど)およびナレーション・テロップの隅々まで記載した絵コンテを提出。

②映像素材作成

必要となるイラスト、アニメーション、BGM、効果音等を制作し、全体的に印象的で視聴者を引き付ける内容にまとめる。

③ナレーションおよびテロップ制作

- ・動画は多言語対応(やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語)とし、各言語のナレーション収録(AI 可)とテロップ差し込みを行う。
- ・多言語化については、完成したやさしい日本語版をもとに岡山市が翻訳作業を行い、提供された翻訳テキストを基に動画内でテロップを差し替えて、ナレーション音声を収録すること。

④修正対応

発注者との打ち合わせでのフィードバックを受け、絵コンテや映像内容の修正を適切に実施する。

(4) 制作にあたっての留意事項

本業務は、外国人市民の生活支援を目的とするため、以下の視点を重視すること。

- ① 不必要な専門用語を避け、やさしい日本語を用いること。文字情報だけでなくアイコンやイラスト等の視覚情報を優先すること。
- ② してはいけない事項を伝える際も、単なる否定ではなく、理由を補足し、ルールやマナーを守ることによって「地域の人と仲良く暮らすことができる」ことに繋がることをわかりやすく伝え、温かみのあるトーンで構成すること。
- ③ 特定の文化や宗教に偏った表現を避け、誰が見ても直感的に理解できるデザインとすること。
- ④ 特定の国を批判するのではなく、「国による文化の違い」を認めた上で「日本ではこのルールが必要です」という説得力あるトーンで伝えること。多文化共生や異文化理解を促す観点を組み込むよう心掛けること。
- ⑤ 映像内容をより印象的にするため、雰囲気合った効果的な BGM や音響効果を適切に挿入すること。ただし、視聴者が内容に集中しやすい穏やかな音量・選曲を心掛けること。
- ⑥ 単調な演出にならないよう、色彩や構図、テンポなどに配慮し、視聴者が飽きずに集中できる工夫を取り入れること。アニメーションやインフォグラフィックなどを活用して、情報を楽しくわかりやすく伝えること。

5 業務実施体制

- ・受託者は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。
- ・受託者は、業務の遂行を総括する業務責任者を定め、委託者へ業務責任者届を提出すること。
- ・受託者は、委託者からの電話又はメールによる連絡窓口を設けること。

6 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

- ・委託業務着手届
- ・工程表(委託作業表)
- ・業務責任者届
- ・下請負通知書(本業務の一部を再委任する場合に限る。)

7 成果品の提出

(1)提出物

MP4形式の電子データ(やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語)

(画質は ProRes422HQ 以上)

(2)提出方法

成果品の電子データは、USB メモリや DVD-R 等、データ量に応じた最適なデータ格納媒体を選択し、正・副(バックアップ)を納品すること。

(3)提出先 岡山市 国際課

(4)提出期限 令和9年2月26日

8 保証

成果物の引き渡し後、1年以内に受注者の過失による誤りが発見された場合には、受注者は無償で追加・修正を行うこと。

9 著作権等について

- (1) 受託者は、委託の成果物に使用する音楽、イラスト、写真、その他の資料等について、著作権等の権利状況を確認すること。第三者が権利を有している物については、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。成果物は、委託者が貸し出しを行ったり、ホームページ等へ掲載したりすることを踏まえ、受託者は、著作権その他知的財産権に関して必要となる一切の手続きを行い、使用料等の負担及び責任を負うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託範囲内で制作した成果物及び制作物の素材データが著作権法に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を当該委託の成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、成果物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他の法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
- (4) 委託の成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

10 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- ・岡山市契約規則
- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・その他の関係法令

11 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

12 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。

13 その他

- (1) 岡山市が公開している情報を素材として使用する場合は、予め委託者の承諾を得ること。
- (2) 被写体となる施設、出演者等への取材許可が必要な場合は、機材の手配等、撮影に必要な業務は全て受託者が実施すること。また必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している担当者を置き、円滑な実施のために定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (4) 本業務実施に関連して使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 成果物に使用する映像(写真を含む)の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (6) 本業務において使用する既存のイラスト、写真、音楽、フォント等の著作物については、受託者が適切なライセンスを有する「著作権フリー素材」を使用すること。なお、当該素材の使用に際しては、ライセンス規約を遵守し、将来的に岡山市が当該動画を Web サイトや施設内放送等で利用するにあたり、利用制限が生じないものを選択すること。
- (7) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (8) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (9) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
- (10) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに委託者と受託者とが協議して決めるものとする。